

特定商工業者制度について

商工会議所には、『商工会議所法』で定められた一定規模以上の企業に登録と経費負担のご協力をいただき、地域内の商工業の実態を把握し、地域経済の改善発展のためのデータを活用するため『特定商工業者制度』が設けられています。

特定商工業者と商工会議所会員の違いについて

特定商工業者：商工会議所法で定められた制度で、東大阪市内で6か月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準であれば**会員・非会員にかかわらず**商工会議所に登録し、負担金のお願いをさせていただきます。

商工会議所会員：事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことで事業の拡大を図るための様々な事業・サービスが受けられます。

特定商工業者制度に関する事項

特定商工業者とは

毎年4月1日現在において、東大阪市内で本社、支社、営業所、事業所、工場などを設立してから6か月以上経過している商工業者のうち、下記のいずれかに該当する事業所が特定商工業者として法律で定められています。

1. 資本金または払込出資総額が**300万円以上の法人**。
2. 常時雇用する従業員数が**20人（商業・サービス業は5人）以上の法人**または**個人**の商工業。

法定台帳とは

特定商工業者に該当されている方々が、自己の事業内容等を商工会議所に登録する台帳のことで、毎年1回作成され、これによって地域商工業者の実態を把握し、活性化施策等を行うための基礎資料にするとともに、商取引の照会・斡旋（公開を希望する企業のみ）の資料として有効に活用しています。

負担金とは

東大阪市内に該当する特定商工業者の過半数の同意を得て、東大阪市長の許可を受けた上で、法定台帳の作成・維持・管理経費の一部として、**年額1,500円**を頂いております。

税金とは異なり、不払いによる罰則規定はありませんが、商工会議所では制度の理解を得るよう努め、納入へのご協力をお願いしております。（税務上、租税公課費目として損金処理ができます。）

負担金額の同意とは

商工会議所では、特定商工業者の過半数の同意を得たうえで、負担金のお願いをしております。

毎年ご協力のお願いをする負担金の金額**1,500円**が適正であるか否かについてご同意を求めています。（お支払いに同意する・しないではありません。）

〔問い合わせ先〕東大阪商工会議所 会員サービス部

TEL：06-6722-1151

FAX：06-6725-3611